第56回科学技術部会

平成22年3月25日

資料5-1

今後の厚生労働科学研究について(論点整理)

【前提】

厚生労働科学研究は、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関する行政施策上の課題を解決する目的志向型の研究である。

幅広い分野を対象としており、行政施策に資する研究が求められ、年次計画等により計画的に研究を進めることが適当な分野がある一方で、時々の行政的課題に対応する研究が必要となることも多く、各分野毎に、必要に応じ、適切な年次計画を立案するとともに、機動的な対応も必要。

新成長戦略等の状況を踏まえると、健康長寿社会の実現に向けた研究、及び少子化・高齢化に対応し、活力あふれる社会の実現に向けた研究等が、厚生労働科学研究の今後の主な課題となる。

厚生労働科学研究が対象とする分野は幅広く、ニーズの把握とシーズの創出に向けた探索的な研究や基盤整備に取り組むとともに、選択と集中による有望なシーズの迅速な社会還元を目指す必要がある。その際、ニーズの把握(国民生活の安全・安心を脅かす課題の科学的な把握)、シーズの創出(課題を解決する新技術等の創出)、及び成果の社会還元に向けた研究に、バランスよく取り組むことが重要となる。

※ 本資料では、主に大きな方向性等の論点を整理しており、個別課題の提案等の論点は 含めていない。

論点 1. 厚生労働科学研究の性格・役割・独自性について

行政意図の明確化について

- 課題を解決する目的志向型の研究であり、方針を明確にして、個々の研究課題の設定について行政意図が明確に伝わるようにする必要があるのではないか。
- 専門家の協力も得て、各研究課題について、研究目的、研究の性格や内容(例えば、実態把握なのか、解決策の探索的検討なのか、施策の検証的な研究なのか、あるいはその領域の基盤構築を期待しているのか等)、課題設定の背景(医療の状況や社会情勢等)と現状認識、研究期間内に求めている具体的な成果、研究計画に盛り込まれるべき事項等の説明が明確にされている必要があるのではないか。

- これまで行われた研究のデータを示し、何が不足しているか等を公募要項に 示すことも検討すべきではないか。
- 行政の意図するものが複数ある場合には、留意事項の軽重を示すべきではないか。(公募要項には、重要な事項の要点を箇条書きとし、それ以外の事項は付録とすること等も検討課題ではないか。)
- 行政意図に適合しない応募が多かった課題については、評価委員会において、 公募要項の記載内容について再検討する等、改善に向けた対応を行うことも必 要ではないか。
- 公募課題の設定について、事前評価委員会等外部の有識者から意見を聴取する手順を明確化すべきではないか。
- 人材養成等研究の裾野を広げる意図、あるいは現状に関する探索的な研究を 行い、新たな視点での現状把握を行う等の研究分野であれば、行政が枠を示し て、その範囲内であれば、ある程度自由に研究課題の設定を行っても可とする べきではないか。
- ガイドラインの作成、規制の国際調和への対応等、行政施策に直接結びつく 研究を実施できる研究者は限られており、一般に応募しにくく、行政目的達成 の観点から、行政主導の指定研究もより活用すべきではないか。

基礎的な研究への取組について

- 厚生労働行政施策への反映が想定されない基礎的な研究は、厚生労働科学研究の対象外であるが、研究ニーズの把握や新たなシーズの開発を行っていく必要もあり、行政施策への関連が明らかな基礎的な研究には、厚生労働科学研究として実施すべき課題もあるのではないか。(ただし、施策への反映の可能性に言及した程度の研究計画は不可とする等、事前に適切な評価を行う必要がある。)
- 事後評価では、基礎的な研究に関しても計画通りに進捗したのか等について 評価し、次回以降の事前評価にもつなげる必要があるのではないか。

·資金配分機関(FA)及びプログラムディレクター(PD) / プログラムオフィサー(PO) の機能等について

- 厚生労働科学研究費の課題設定には、長期的な戦略と目標設定、及び当該分野の専門家と行政担当者との継続的で緊密な連携が必要で、PD/POの拡充に努める必要があるのではないか。
- FA 及び PD/PO の役割は、研究課題設定や審査・評価の支援のみならず、研究 進捗の管理、研究結果の行政や医療・予防への実践、及び次期研究計画の策定、 他の研究助成制度への橋渡しへの関与等を含むべきではないか。

- FA の機能として、疑問点に対応する指導窓口、厚生労働科学研究費の説明会の実施等を含むべきではないか。また、個別の研究成果を一般国民やメディアにわかるような形で発表することも含むべきではないか。
- 研究支援に従事する人材の確保や当該人材のインセンティブの向上が図られるよう研究費の配分等においても留意するべきではないか。

論点2. 評価について

全般的事項について

- 細分化された研究を限られた評価委員で正しく評価することは難しく、より 多くの専門家を評価委員とし、専門的見地から研究内容や成果を評価すべきは ないか。
- 外部専門家による行政評価については、中立性、公平性の確保に十分留意した上で、評価の視点等を事前に明示すべきではないか。
- 評価の透明性の確保に一層配慮するため、中間評価結果の公開や評価委員会 の議事録の開示も検討してはどうか。
- 厚生労働科学研究費の審査システムの中に患者等の当事者の評価の導入を検 討すべきではないか。
- 研究成果が、行政、国民生活にどういかされたかの評価を研究終了後(例えば3年後)に行う必要があるのではないか(一定期間を経て、成果が行政施策に活用されることが多く、その検証が必要ではないか)。
- 厚生労働科学研究費の案件によっては行政ニーズを踏まえた評価基準(例えば、ガイドラインを作成するといった到達目標を明確にした評価基準)で評価すべきものもあるが、その場合でも客観的かつ定量的な評価指標を設定し、評価基準をより明確にすべきではないか。

事前評価について

- 事前評価者に、各公募課題における行政的意図を示した上で評価を依頼する (評価の観点等は公募要項に明記する)必要があるのではないか。
- 評価の視点・手順(評価の尺度等も含める)を明確化し、ハンドブック等により応募者及び評価者の双方に示すべきではないか。
- 申請全額についての査定の強化が必要ではないか。
- 応募書類には、各年度における研究の目標を含む工程、実用化の目処等を明 記させるべきではないか。

- 過去の厚生労働科学研究費の実績(中間・事後評価の結果)は、次回以降の 事前評価の参考とするべきではないか(中間・事後評価結果を事前評価委員に 知らせ、成果のない研究の繰り返しを防止する必要があるのではないか)。特に 過去の成果が論文化されていない場合等は、その理由等も踏まえ、適正に評価 するシステムを構築するべきではないか。
- 評価を適正に実施する観点から研究課題数を絞る必要はないか。

中間・事後評価について

- 研究目的を研究期間内にどこまで達成できたのか、評価時点で研究計画に沿って報告を求め、計画変更の場合はその根拠も含めて、分かりやすい説明を求める必要があるのではないか。
- 客観的に評価するために、専門外の評価者にも分かりやすい報告を求めて、 隣接領域や専門外領域の評価者を活用するべきではないか。
- 評価の結果を研究者へ伝達する際には、評価における議論等が関係する研究者全員に伝わるように留意すべきではないか。また、それに対する研究者の対応を必要に応じ調査する等、PDCAサイクルを回す観点が必要ではないか。
- 中間評価においても、研究進捗の管理、研究結果の保健医療行政や医療現場 等への実践並びに次期研究計画策定・反映等も念頭に置くべきではないか。
- 研究費の内訳(費用の使用配分)も、中間評価時の資料とする等、研究費使 用の妥当性を確認するシステムの構築も必要ではないか。
- 臨床研究や疫学研究については、研究成果が論文化されるまでに時間がかかり、長期的な評価(研究期間終了後一定の期間の評価)が必要ではないか。
- 研究者が厚生労働科学研究の要望にどう応えたかの評価データを蓄積し、その後の審査に活用すべきではないか。
- 事後評価は行政施策に反映できる成果に重点を置くべきではないか。研究を 更に継続するべきかどうか等についても、行政施策に反映し得る成果が得られ る見込み等を検討した上で判断する必要があるのではないか。

論点3. 広報等について

広報・成果の公表等について

- ハンドブックの作成や、より幅広く大学等への案内や、学会誌等への案内の 掲載を行うべきではないか。
- 成果については、行政への貢献の実例及び可能性等についても具体的に説明 した上で公表すべきではないか。

- 成果発表会の拡充や成果の周知のためのワークショップの開催や各課題に関係の深い学会誌での公開等を行うべきではないか。また、研究者へのインセンティブを高めるため、特に優秀な成果については表彰すること等も検討すべきではないか。
- 研究者自身の成果還元を評価することも必要であり、応募様式に過去の実績 欄を設け、次回以降の評価に反映させること等も必要ではないか。
- 幅広い人々が理解できるように、研究課題毎に成果の分かり易い説明資料を 作成し、ホームページ等で公表するべきではないか。

成果データベースの改善について

- 研究成果についての分かりやすい解説(こんなことに役立った等の情報も含め)を、成果データベースに掲載するべきではないか。
- キーワード検索の改善を図るべきではないか。
- 他の政府系データベースや学会のホームページとの連携を検討し、また、検索ソフトのヒット率を高める手法の活用も検討すべきではないか。
- 成果の公表においては、その課題の必要性、期待した成果、実際に得られた 成果、費用(研究費)の情報も公表すべきではないか。
- 進行中の厚生労働科学研究費についても、研究者名、研究課題等の情報が容易に確認できるようにすべきではないか。

その他

- 応募の際に、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を用いるようになった こと等を考慮し、公募期間をより長くすべきではないか。
- 研究課題名の英語記載を求めるべきではないか。また、成果を英文化して評価を受けたものは、次回以降の事前評価の参考にするべきではないか。
- 評価結果を政策に結びつける過程は、各担当課室で事前によく検討しておく 必要があり、必要に応じ、その概要を公募要項に予め示すべきではないか。
- 研究費に関する諸規定は、分かりやすいことを第一とし、また、改訂により現場に混乱をもたらさないよう留意すべきではないか。
- 採択の公平感の確保という観点から、「マスキング審査」の状況等を確認した 上で、対象範囲を拡大すること等も検討すべきではないか。
- 関係予算の拡充に努めるべきであるが、そのためにも、政策に結びついた必要性の説明の強化等に努めるべきではないか。